

## 【1】弊社のご紹介

- ・ 令和7年で設立20年目の司法書士法人です。

従業員構成は、司法書士4名、事務職2名の計6名の所帯です。この度、有資格者の方を募集しております。

まず、弊社の名前の由来ですが、漢字で本来の名称を表記すると「叡和」となります。その意味は、経済のグローバル化・多様化が進んだ現代では、特定の分野に特化しなければ、お客様のニーズに満足に答えることができないと弊社は考えたことから命名しました。（「何でもできる」とは、「何もできない」と同じと考えます。）

各司法書士が専門分野を持ち、互いの専門分野間でシナジー効果を発揮させることで、お客様により良いサービスを提供することが弊社の信条です。（ただ、一般的な登記、例えばただの「売買」、「相続」、「役員変更」といったことに対応できるということは司法書士としての当然・最低限必要なスキルであり、そこから更に専門性を磨くという意味です。）

つまり、各司法書士が有する「叡智」を結集（=和）するという意味で、「叡和（=EIWA）」と名称を定めました。

## 【2】募集の内容

- ・ 有資格者の募集を行っています。勤務は週2日~5日以上の募集です。

勤務形態は、正社員、アルバイトのいずれも可で、例えば、出産・子育て中の方でも大丈夫です。

勤務時間は、原則9時~18時までですが、アルバイトや子育て中の方は別途相談対応可能です。（柔軟に検討・対応させていただきます。）

有資格者であれば、年齢・学歴・職歴・経験は一切問いません。将来の独立を視野に入れた方、今年度合格の方でも結構です。今年度合格の方は、中央研修のスケジュールも考慮いたします。（未経験の方も、一から指導します。後述の試用期間を含め、3か月前後で、簡単な決済に一人で行く程度のレベルにはなると思います。）

## 【3】勤務地等について

- ・ 勤務地は、「東京都港区芝四丁目7番6号 尾家ビル3階」です。最寄駅はJRの場合、山手線・田町駅（徒歩9分）、または都営三田線・三田駅（徒歩7分）です。
- ・ 支店はなく、また出店計画もありませんので、転勤はありません。
- ・ オフィスの広さは、約75㎡。うち、応接スペースが約10㎡、執務スペースは約65㎡です。オフィスは決して片付いているとはいえませんが、執務スペースに対する人数が少ないですので、ゆったりとしたスペースを確保できています。

#### 【4】取扱業務

- ・ 不動産登記5割、商業登記4割、その他1割の登記専業です。過払い請求は行っておりません。成年後見は、申立業務が年間に5~10件前後の取り扱いがありますが、後見業務そのものは依頼がないこともあり、取り扱いはありません。
- ・ 業務全体のうち、6割は、一般的な不動産登記、商業登記です。残りの4割は、ストックオプション、会社合併、信託・証券化、債権・動産譲渡、スキームコンサルティング等の特殊案件です。
- ・ 年間処理件数は、700~1000件ほどです。(やや忙しい事務所というところです。)

#### 【5】勤務を通じて得られるもの(メリット)

- ・ 弊社の顧客層ですが、個人の方から、中小~上場企業(商社、メーカー、不動産、金融等)、不動産ファンド、弁護士、税理士・会計士等多岐にわたります。

そしてお客様の属性により、お客様の司法書士に対するニーズが異なります。例えば不動産業であれば、スピーディーな対応が求められたり、金融機関であれば、スピードもさることながら、万全なリスク排除を求められたりと、多岐にわたります。

第一線で活躍をするためには、それなりの知識と経験が必要ですが、これらを培うのに必要なのは、お客様といかに短い距離で接するかということに尽きます。

弊社は、人数は少ない零細事務所ですが、登記業務の対応の幅の広さ・深さには自信を持っています。よって、仮に弊社に勤めた後に転職をしても、大抵の事務所で通用するスキルが身につくと思います。

また、お客様の企業規模が大きくなると、先方の担当者の方も、「プロ」であることがほとんどで、時にお客様と一緒にスキームの構築をしたりすることもあり、おそらく「日本で初めて」であろう登記や、新聞に掲載されるような案件を多数処理しています。

#### 【6】弊社の勤務でのデメリット(?)

- ・ 前記【5】のメリットで記載のとおり、弊社は幅広い登記業務を行っており、どちらかというと、「試験勉強ではしてこなかった」もしくは「深く掘り下げなかった分野」の業務の比率がある程度あります。ですので、案件によっては、非常に知的労力を消費するものもあり、慣れないうちは、それがプレッシャーになり、時に無力感を感じることもあるかと思えます。

しかし、後記【9】でも記載していますが、いきなりそのような負担の高い業務をお願いすることはありませんし、できなかつたとしてもそれを理由にマイナス評価すること

もありません。仮にお願いするとしても、「ちょっと頑張ればできる」というレベルのものを徐々にお願ひしますので、ご安心ください。

#### 【7】勤務環境

- ・ 職務環境は、一人1台のPCを支給し、プリンタ等も複数台あります。OA環境には力を入れています。また、司法書士専用のシステムを使っているわけではありませんので、PC業務についても、一般的なワードやエクセルの知識があれば、1~2週間程度の期間で使用するPC作業にも馴染んでいくことができると思います。
- ・ トイレ・炊事場は、ビルのワンフロアを使用しているため、専用のものがあります。(ただ、専用ですので、清掃は自分達で行います。)
- ・ 案件に対する関与の仕方ですが、最初はごく限られた業務をやっていただきます。慣れるに従い、徐々に関与いただく度合いを増やしてゆきます。つまり、緩やかな「分業」から緩やかな「案件担当制」で一緒にお仕事をしていただきます。(顧客担当性ではなく、案件担当性ですので、幅広い業務を経験することが可能です。)

#### 【8】勤務待遇について

(給与について)

- ・ 試用期間が2ヶ月あります。  
週5日勤務の場合、試用期間中の給与は、23万円です。  
5日未満の場合は、上記23万円を基準として勤務日数に応じて減額となります。  
(今年度合格者の方で、中央研修等に参加される方は、時給換算させていただきます。)
- ・ 正式採用後の給料は、能力に鑑み、最低金額25万円からのスタートで、具体的上積額は、経験・能力等によって柔軟に決定させていただきます。また、1年に一度、定期昇給があります。
- ・ 最初の半年は、事務所の空気や「やり方」になれる期間だと思います。未経験者の方の場合は、次の半年から2年前後は、司法書士の実務知識を身に着ける期間で、本当の能力が発揮できるのは3年前後からだと思います。それに合わせる形で本格的な昇給も3年目からとなります。

(賞与について)

- ・ 賞与は、原則、夏及び冬に1か月分の支給を保証いたします。  
その理由ですが、司法書士業務の性質上、年間を通した売り上げ予想は不可能に近いものがあり、弊社が11月末決算ということもあり、夏に多額の賞与支給をすることは業績予想の観点から困難を伴います。よって、夏は最低1か月の支給を保証し、冬の支給におい

て、業績・貢献度を鑑みて決算賞与の意味合いも含めて1か月+αの支給を行っています。

#### (残業及び残業代について)

- ・ 残業については、弊社のお客様がファンド、不動産業、金融機関、上場企業等である関係上、「3月・9月・12月」という決算が絡む月は、業務も多少忙しくなるため、残業が発生します。ただ、これらの月もずっと残業があるわけではなく、中旬から下旬にかけて残業が多くなるという形です。(年間を通じて、よほど遅くまで残業をしても、21時くらいまでで、「終電まで」ということは皆無です。)
- ・ 上記以外の月も、残業が発生する事がありますが、大抵は19時~20時前後で終了しています。(依頼を「受ける」という仕事の性質上、残業時間に波があります。)
- ・ 残業代については、原則全額支給をしています。

#### (各種手当について)

- ・ 通勤手当は全額支給いたします。また、通信手当として月2,000円を支給します。また、司法書士登録費用、司法書士会費は弊社で負担します。社会保険は正社員で、週5日勤務の場合は、加入いたします。週5日未満勤務の場合は、実際の勤務日数・時間によって、加入を決定します。

#### (休暇について)

- ・ 土曜日、日曜日、祝日は休業です。休日出勤はほとんどありません。仮にする場合は、代休を取得いただくか、別途手当を支給します。夏季休暇(8月に3営業日)、冬期休暇(12月29日~1月4日)の他、有給休暇もあります。有給休暇は、積極的に取得いただいて結構です。(ただ、月末等、案件が立て込む時期は、ご遠慮いただけると幸いです。)

#### (その他)

- ・ 所内は禁煙で、お昼の休憩時間を除き、勤務時間中は禁煙です。
- ・ 服装は、ビジネスカジュアルスタイルです。過度に派手でなく、清潔感があれば、各自の判断に任せています。(スーツ着用の義務はなく、男性ならジャケット、女性ならセットアップでも結構です。男性の場合、クールビズ期間中は、ネクタイ着用の義務はありません。)
- ・ 社内行事は特にこれといったものはありませんが、年末の忘年会と不定期で行う打ち上げ(?)があります。(大きな案件の依頼があると、前祝と称して打ち上げをしたりします。)
- ・ ※歓迎会は、必ずやります!!ぜひご参加ください!!

#### 【9】一緒に仕事をする場合に、お願いする業務内容について

- ・ 最初は一般的な登記業務及び周辺業務をこなしていただければ結構です。

前記のとおり、弊社の業務内容は一般的な不動産や商業登記のみならず、ストックオプション、各種合併、信託、債権・動産譲渡等のテクニカルな業務も処理しており、全体の4割前後の比率を占めています。(取り扱ったことのない登記は、船舶登記と、夫婦財産登記くらいです。)

ただ、これらテクニカルな案件は、試験科目でないだけでなく、参考書籍も少ないため、業務で求められるレベルのスキルは一朝一夕では身につけません。【お客様に満足をいただくレベルになるには、受験書籍だけでなく、その分野に特化した専門書を最低数冊は読む必要があるだけでなく、周辺分野もある程度精通する必要があります。】ですので、特にこれらテクニカルな案件に対応いただく必要はなく、上記の基本的な業務や弊社の業務フローになじんでいただくだけで結構です。

ただ、これらのテクニカルな案件は、それなりに面白い、またやりがいのある業務であることも事実ですので、業務を続ける過程で、興味を持たれた場合に、取り組んでいただければ結構です。(機会はふんだんにあります。)

#### 【10】履歴書について

- ・ メール、FAX、郵送等、ご都合のよい方法でご送付ください。(履歴書は顔写真付きのものをお願いします。)

社会人経験のある方は職務経歴書、アルバイト経験のみの方は、アルバイトでも結構ですので、これまでにどのようなお仕事をしておられたのか、記載していただけると幸いです。

履歴書を拝見し、面接をさせていただく場合は、弊社よりご連絡させていただきます。残念ながら、面接をさせていただくに至らなかった場合は、データによる履歴書は個人情報保護の観点から責任をもってデータ破棄させていただきます。

ご郵送による場合は、ご返送させていただきます。

以下の項目は、弊社が司法書士という職業について、どのように考えているか、また、そのやりがい等を記載しています(弊社なりの職業理念といったものです)。弊社がどのような考えで「仕事」をしている事務所なのかということに興味を持たれた方はご一読ください。

## 【A】 弊社が考える司法書士の理念について

・ よく、世間では司法書士は、古くは「代書屋」と呼ばれ、今でもそう呼ぶ人は少なくありません。また「司法書士は手続をするだけ、どこを使っても一緒」という人もいます。

マイナー資格であることもあり、弁護士と混同され、弁護士の下位職種と見られることもよくあります。しかし、弊社はそうは考えておりません。

実務ではお客様から登記の依頼があったとき、お客様の方で「こういった登記をしたい」というような明確な要望が最初からあることは、極めて稀です。むしろ「現状の権利関係はこういう状況だが、自分の権利を保全するためにはどのような登記が必要か？」というような「軟らかい」要望がある程度で、実務はその現状の権利関係から、お客様のニーズを満たすためには、どのように理論構築をし、どのような登記をしなければならないかということの判断をしなければならないのが大半です。(試験問題では、すでに出来上がった権利関係から、どのような登記申請をするべきかという流れが大半かと思いますが、実務は、スタートから理論構築し、結果としてそれがどのような登記申請となるのか？そしてその登記申請はお客様のニーズに合っているのか？合っていなければ、どう理論を再構築すれば、それが可能になるのか？という様な、どちらかといえば、試験問題とは真逆からのアプローチとなります。)

・ なぜ「代書屋」のような、イメージが持たれてしまったのか？それは登記申請代理という業務の制度的構造に由来すると考えます。

例えばレストランに入った時、多少の好みの違いはあるにせよ、「うまい・まずい」の判断は容易につきます。つまり、サービス提供の結果に違いがあり、そこに優劣がつくということです。

これに対して、司法書士が行う登記業務の場合、お客様が望む結果はただ一つです。

例えば、所有権を移転したいのであれば、「所有権移転」であり、抵当権を設定したいのであれば「抵当権設定」であり、「それ以上」でも「それ以下」でもありません。

つまり、登記業務で実現すべき結果は一つということです。「サービスで抵当権を設定しておきました。」ということはありません。結果はどの司法書士が行っても一緒なのです。だから、「代書屋」と呼ばれたり、「司法書士はどこを使っても一緒」という考え(=誤解)が出てくるのだと弊社は考えます。

しかし、その考えは、間違っているのではないのでしょうか。

まず、弁護士も資格として登記申請をすることは可能ですが、登記業務を専業としている弁護士というのは、あまり聞いたことがありません。弊社でお付き合いのある弁護士は、「登記のことは司法書士に確認してください」という方がほとんどで、司法書士は弁護士の下位職種というよりも取扱業務分野が違うといった方が正確な表現です。

登記にある程度の理解を持っている弁護士ほど、現実の権利関係がすべて登記できるものではない、登記には独特の理論や先例・通達が存在しており、それに精通している事が

非常に重要であるということをよく理解されています。

そしてまた、司法書士は「どこを使っても一緒」であり「代書屋」であるのならば、お客様はなぜ高い費用を支払ってまで司法書士に依頼をするのか説明が付きません。

そもそも法務局は登記事務処理を速やかに行う必要性から、基本的には書面に基づく形式的審査権があるのみです。そして、登記簿とは、目に見えない権利関係や会社の実態を登記簿に公示するものであるという性質を有するため、公示の一覧性を確保するという要請から、各種法律・先例等を設け、その取り扱いを画一化することで、これらの要請を満たしています。これは、換言すると登記申請のハードルを上げているといえます。

確かに登記手続きの中には住所変更や担保抹消など、比較的簡単で登記で求められる要件のハードルも低く、一般の方が本人で申請しようと思えばできる手続もあります。しかし大半は、法律・登記に関する専門的知識が要求される手続であり、一般の方では荷が重い手続です。

また現実の権利関係は、画一化できるものではなく、ケースバイケース、千差万別であり、現実の権利関係を登記簿に公示するためには数多くの要件について、法律・先例等の知識を用いて数多くのハードルを判断してゆかなければなりません。しかし、ここまでくると、一般の方が自ら登記申請を行うことは困難であるといえます。

よって、司法書士の役割とは、登記に関する専門知識のないお客様の権利を登記を通じて保全し、法務局との橋渡しをする事であると弊社は考えます。

## 【B】「やりがい」について

・ 先の司法書士の理念とも関連しますが、お客様は自分の権利を登記によって保全はしたいが、自分で行うだけの専門的知識が不足していることがほとんどです。専門的知識がないということは、前記の「司法書士は代書屋、どこを使っても一緒」という風潮がある中で、お客様にとって、どの司法書士に依頼をするかということは、大変難しい判断であるといえます。

そのような状況下で、数ある司法書士事務所の中から、お客様から選ばれ、そして依頼を受けるということは、大変有難く、かつ、やりがいのあることであると弊社は考えます。

(弊社のお客様の中には、2ヶ月前から弊社の予定を確保するために、ご依頼をくださる方や、弊社の都合が悪ければ、予定を変更していただける方が数多くおられます。)

もちろん弊社もビジネスとして司法書士業務を行っていますので、報酬は頂戴します。しかし、お客様が弊社のサービスに満足頂いたときは、大半のお客様はわざわざお礼の言葉までくださいます。

「代書屋、誰が行っても一緒」といわれる司法書士という職業において、そのような形でお客様に選ばれるということは大きなやりがいであり、名誉なことであると弊社は考

えます。

### 【C】業務姿勢について

- ・ 前記のとおり、お客様にとって司法書士選びとは、大きな関心事で、非常にエネルギーを使う作業です。事実、インターネット全盛の現代ですら、お客様からの紹介で依頼を受ける比率は、決して少なくありません。

その理由ですが、まず、お客様からすると、司法書士の腕の良し悪しはわかりません。「解る」だけの知識がある人であれば、司法書士に依頼せず、自分で登記申請しますの  
で・・・)

お客様からすると、依頼をするときも、依頼をした後も、「本当にこの司法書士で大丈夫なのか？」という不安にずっと付きまとわれます。そのような不安を少しでも和らげるためには、一般社会常識に照らした、対人対応、外見の清潔感が非常に重要であると考えます。

例えば、一流レストランに行くと、シェフの服装が汚れていたら、「このレストラン、大丈夫？」と思わないでしょうか？例えば、病院に行くと、医者が白衣でなく、ジャージだったら、「このお医者、大丈夫？」と思わないでしょうか。

それぞれの職業には、一般的に認知されているステレオタイプのイメージというものが  
あります。そのイメージを壊すことはお客様を不必要に不安に陥れるだけで、それはあつてはならないことだと考えます。

繰り返しとなりますが、お客様が司法書士を選ぶときは、大変な不安があるものです。本当にこの司法書士に依頼をしても大丈夫なのか？ということです。ましてや、登記は申請してから、完了まである程度の時間がかかります。それに対してお客様は、大半の案件では、登記完了よりも前に、つまり登記申請時に、数万円という司法書士報酬を支払わなければなりません。これは代金前払いで高額な商品を買うようなものです。そして、更に厄介なのは登記申請とは、換言すれば目に見えないサービスですので、事前に品質保証ができないという点です。（例えば、マッサージに行っても、マッサージされる前から必ず体が楽になるなんて保証されませんし、できませんよね。それと一緒にだと考えます。）つまり、お客様が司法書士を選び、登記完了よりも前に報酬を支払うという行為は、司法書士業界という世間から隔離された業界慣習からすれば、当然かもしれませんが、お客様からすると多大な心労とリスクを伴うものだと考えます。

よって、依頼を受ける司法書士は、その不安を少しでも払拭し、選んで頂いたという「想い」に全力で答える義務があると弊社は考えます。よって・・・

①お客様の利益のためには何が必要か？ということ常々真摯に考えること。

②お客様の要望に応えるために、職務的技術の向上に関する努力を惜しまないこと。

以上が、弊社が考える司法書士の職務姿勢です。

もし、弊社の考え方に共感いただける方と共に働く事ができれば、これに勝る喜びはない  
と思います。

以上、弊社なりの司法書士の「あり方」を述べさせていただきました。

最後までお読みいただき、ありがとうございました。

ご応募、お待ちしております。